

特定施設・団体等との随意契約一覧

1. 契約締結前の公表事項（事前公表）

No.	事業名称	事業場所	事業（契約）の内容	契約の相手方の決定方法又は選定基準	申請方法	この事業に対する連絡先
1	名護中央公民館窓口業務委託	名護中央公民館 （名護市港二丁目 1 番 1 号）	名護中央公民館における電話対応等窓口業務	地方公営企業法施行令第21条の13第3項に規定する団体等であること。 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 名護市、国、その他自治体と同種の契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。 なお、本市に団体等が複数ないため、1 者から見積書を徴し予定価格以下であれば契約する。	1. 見積書提出 提出期限：令和5年4月1日 提出先：名護市地域経済部地域力推進課 中央公民館係	担当：名護市地域経済部地域力推進課 中央公民館係 電話：0980（53）5428

2. 契約締結後の公表事項（事後公表）

No.	契約の相手方	契約締結日	契約金額	契約の相手方とした理由
	沖縄県名護市大中二丁目12番1号 公益社団法人 名護市シルバー人材センター 理事長 平良 栄辰	令和5年4月1日	平日5,405円 土曜日及び祝日14,053円 日曜日9,189 （日額）	・ 選定基準を満たしているものが当該団体のみであるため。 ・ 地方自治法第167条の2第3項に規定する団体（シルバー人材センター）であるため。 ・ 高齢者の雇用機会の確保を図るため。